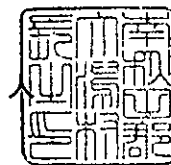


次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成29年5月9日

大潟村長 高橋 浩



1 入札に付する事項

- (1) 工事名 大潟村認定こども園新築工事
- (2) 工事場所 大潟村字中央5番地1
- (3) 工期 平成30年3月10日まで
- (4) 工事概要 こども園本体 木造平屋建て（大断面集成材・準耐火構造）
建築面積 2,314.77 m²/延床面積 1,995.59 m²
その他（自転車置き場） 既製品
建築面積 4.02 m²/延床面積 5.98 m²

(5) 予定価格 729,617,760円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 本契約 大潟村議会の議決を経たとき

(7) 入札の方法

本工事における入札参加資格確認申請書及び入札書等の提出は、各々郵送（書留郵便に限る。）または持参により行う。なお、具体的な手続等については、3及び8に示すとおりである。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は（3）及び（4）に掲げる条件を全て満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。ただし、一の企業は単体又は特定建設工事共同企業体の何れかで参加するものとし、混在しての参加は認めない。

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、（2）に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社（代表者・構成員）による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員の中で最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

①代表者に必要な要件

ア 共同企業体の代表者となる社は、建築業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の3の規定により算出された経営規模評価による「建築一式工事」に係る直近の総合評定値（P）が900点以上であること。

イ 大潟村ホームページに掲載されている直近の大潟村建設業者等級格付名簿の建築一式工事A級に登載され、建設業法第3条に基づく本店が秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、南秋田郡、山本郡三種町に有すること。

ウ 建築業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の3の規定により算出さ

れた経営規模評価による直近の経営状況を示す評点（Y）が700点以上であること。

②代表者以外の構成員要件

大潟村ホームページに掲載されている直近の大潟村建設業者等級格付名簿の建築一式工事に登載され、建設業法第3条に基づく本店、支店が男鹿市、潟上市、南秋田郡に有すること。

（3）単体に関する事項

ア 建築業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の3の規定により算出された経営規模評価による「建築一式工事」に係る直近の総合評定値（P）が900点以上であること。

イ 大潟村ホームページに掲載されている直近の大潟村建設業者等級格付名簿の建築一式工事A級に登載され、建設業法第3条に基づく本店が秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、南秋田郡、山本郡三種町に有すること。

ウ 建築業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の3の規定により算出された経営規模評価による直近の経営状況を示す評点（Y）が700点以上であること。

（4）単体又は共同企業体のすべての構成員に必要な要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可（建築工事業）を受けていること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「大潟村建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

カ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

キ 建設工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

ク 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者がいること。

ケ 本件に関しての他の共同企業体の構成員となっていないこと。

コ 秋田県税、市町村税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

3 入札参加資格確認申請書等の提出等

（1）入札に参加しようとする共同企業体又は単体は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札審査資格の審査を受けなければならない。

①共同企業体としての提出書類等

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書（JV様式第1号）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（JV様式第2号）の写し

ウ 同種工事の施工実績（様式第2号）及びその添付書類（共同企業体の構成員ごとに提出し、工事契約書の写し及び工事概要が客観的に判る書類を添付すること。）

エ 配置予定技術者の資格・工事経歴等（様式第3号）及びその添付書類（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付。）

オ 誓約書（様式第5号）

カ 代表者及び構成員の直近の総合評定値通知書の写し

②単体としての提出書類等

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 同種工事の施工実績（様式第2号）

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴等（様式第3号）及びその添付書類

エ 誓約書（様式第5号）

オ 直近の総合評定値通知書の写し

③提出期間

平成29年5月10日（水）から平成29年5月31日（水）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までであるが、最終日の31日は正午までとする。

④提出場所

大湊村役場教育委員会 学校教育班に1部持参すること。

⑤用紙の配布

大湊村ホームページの入札情報サービスから入手、又は教育委員会において配付する。

4 指名に関する事項

- （1）提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を速やかに通知するものとする。
- （2）入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

5 設計図書等の閲覧

本工事に係る仕様書、図面、金額を記載しない内訳書（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、次により行う。

- （1）閲覧（貸出）場所 大湊村役場 教育委員会
- （2）閲覧（貸出）期間 平成29年5月10日（水）から平成29年6月6日（火）まで
- （3）閲覧（貸出）時間 午前9時から午後4時まで（土曜日、日曜日は除く）
- （4）その他 貸出の返却は貸出日から3日以内とする。

6 設計図書等に対する質問及び回答

- （1）設計図書等に対する質問は、平成29年6月1日（木）までに電子メール又は書面により行わなければならない。
- （2）上記質問に対する回答は、平成29年6月5日（月）までにホームページ上により行う。

7 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

免除する。

（2）契約保証金

請負代金額の100分の10以上の金額とする。なお、納付方法等については、大湊村財務規則の規定による。

8 入札書等の提出等

（1）入札（開札）場所

大潟村役場2階第1会議室

(2) 入札(開札)日時

①平成29年6月8日(木)午後1時30分

②開札予定時間までに入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとする。

(5) その他

① 入札執行回数は、1回とする。

② 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

9 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。

この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、大潟村建設工事等競争入札事務の取扱い第25に定めるくじの方法により順位を決定し、落札候補者とする。

(2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次に該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

① 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

(3) (2)によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者(該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

(4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札

(2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札

(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札

(5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(7) 委任状を持参しない代理人のした入札

(8) 記名押印を欠く入札

(9) 開札に立ち会わなかった者のした入札

- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

11 配置予定技術者について

- (1) 落札者は、入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置しなければならない。
- (2) 入札参加者は、他の工事の入札において落札したことにより入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を本工事に配置することができなくなった場合は、その旨を速やかに契約担当者に報告しなければならない。
- (3) 本工事に技術者を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されているときは、当該入札参加者の入札は無効とみなすものとする。

12 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 工期は、事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得を遵守しなければならない。
- (5) 本入札においては、最低制限価格制度を適用するものとし、制度の運用については、大潟村最低制限価格制度取扱要綱によるものとする。
- (6) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、大潟村財務規則及び大潟村条件付き一般競争入札実施要綱の定めるところによる。
- (8) 提出された申請書等は、返却しない。

13 入札及び工事に関する問い合わせ先

秋田県南秋田郡大潟村字中央 1 番地 2 1
大潟村役場教育委員会 学校教育班
TEL 0185(45)3240
FAX 0185(45)2661
e-mail edu-ogt@ogata.or.jp